

○長久手市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

平成27年6月17日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、長久手市が設置する長久手市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、長久手市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の所掌事務)

第3条 協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 長久手市立学校の教職員
- (2) 愛知県中央児童・障害者相談センターの職員
- (3) 名古屋法務局の職員
- (4) 愛知県愛知警察署の警察官
- (5) 児童又は生徒の保護者
- (6) 長久手市子育て支援担当課の職員
- (7) 教育委員会事務局の職員
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(協議会の会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(専門委員会の設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、長久手市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(専門委員会の所掌事務)

第10条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行い、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査
(専門委員会の組織)

第11条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
(臨時委員)

第12条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
(専門委員会の委員長)

第13条 専門委員会に専門委員会の委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 専門委員会の委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 専門委員会の委員長に事故があるとき又は専門委員会の委員長が欠けたときは、あらかじめ専門委員会の委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
(専門委員会の会議)

第14条 専門委員会の会議は、専門委員会の委員長が招集し、その議長となる。ただし、専門委員会の委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

- 2 専門委員会の会議は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことはできない。
- 3 専門委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の規定の準用)

第15条 第6条及び第8条の規定は専門委員会について準用する。

(調査委員会の設置)

第16条 法第30条第2項の規定に基づき、長久手市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(調査委員会の所掌事務)

第17条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(協議会及び専門委員会の規定の準用)

第18条 第6条、第8条及び第11条から第14条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、「教育委員会事務局」とあるのは「市長部局の担当課」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、協議会又は専門委員会若しくは調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は専門委員会の委員長若しくは調査委員会の委員長がそれぞれ協議会又は専門委員会若しくは調査委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。
(長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年長久手村条例第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略